令和6年度中野市利用者負担額(保育料)等について

令和6年度の教育・保育に関する保育料等については、以下のとおり **全事業において据置くもの**とする。

1 教育・保育事業

- (1) 利用者負担額(保育料)を据置くものとする。(別表1~3) ただし、県において3歳未満児保育料の支援(別添資料2)が検討されている。県の動向を注視し、詳細が判明次第、無償化、軽減措置を 図っていくことを検討。
- (2) 入所利用料(私的契約児)の額を据置くものとする。(別表4)

2 特別保育事業

- (1) 延長保育利用者負担額を据置くものとする。(別表5)
- (2) 一時的保育利用料の額を据置くものとする。(別表6)
- (3) 休日保育利用料の額を据置くものとする。 (別表7)
- (4) 病児・病後児保育施設使用料の額を据置くものとする。(別表8)

3 その他

副食費の額を据置くものとする。(別表9)

4 適用日

令和6年4月1日から適用するものとする。

5 据置とする理由

国の利用者負担限度額に改正がなく、また、国と比較して市の利用者負担額は低額となっており、利用者負担の軽減が図られているため。